

# 介護福祉士をめざす方を応援します!

## 《介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の内容》

貸付額

20万円以内

【実務者研修受講中に1回】

※申請にあたり連帯保証人が1名必要です。

貸付対象となる経費

実務者研修の受講料、教材費、参考図書、学用品、交通費、受験対策講座の受講料、国家試験の手数料 など…

貸付対象

- ① 実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得をめざす方
- ② 実務者研修施設を卒業（修了）した日または業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士の資格を取得・登録し、千葉県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事する方
- ③ 他の都道府県で本資金を借り受けている方

※教育訓練給付制度や高等職業訓練給付金等の国庫補助事業、本資金と

同種の使途である貸付金や給付金を利用している方は対象となりません。

※令和2年4月より教育訓練給付制度との併用が可能となりました。



返還免除の要件

- ① 実務者研修を修了した日から1年以内に\*
- ② 千葉県内において
- ③ 介護福祉士の資格を取得し
- ④ 介護の業務に引き続き2年間従事した場合



\*実務経験年数を満たしていない方は、介護福祉士の受験資格を得てからになります。

\*介護福祉士の試験は3回まで受験できます。

貸付金の全額が返還免除されます。

※介護福祉士未登録、介護職を離職し他産業へ転職または  
県外への転職の場合は貸付金を返還していただきます。

受講する介護福祉士実務者研修施設を通じて申し込みしていただきます。  
(実務者研修施設の推薦が必要です。)

詳しくは、受講を予定している介護福祉士実務者研修施設にご相談ください。

お問合せ先・申込先

千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター

人材確保貸付担当 TEL 043-216-3085 〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル 5F <http://www.chibakenshakyo.net/>

2020.4.ver

# 介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度

申請者

申請手続きの流れ



## 1 在学中の実務者研修施設へ所定の申請書類を提出

- |                                 |                                    |
|---------------------------------|------------------------------------|
| ①貸付申請書(様式第12号)                  | ⑤直近の所得金額を証する書類                     |
| ②住民票(申請日より前3ヶ月以内に発行されたもの)       | [就労中の申請者のみ](確定申告書(控)の写し、源泉徴収票の写し等) |
| ③誓約書(県外に住所のある申請者のみ提出)           | ⑥在留カードの写し(表・裏)                     |
| ④顔写真付きの本人確認書類<br>(運転免許証、パスポート等) | (日本国籍を有していない申請書)                   |
|                                 | ⑦個人情報の取扱い                          |



## 2 在学中の実務者研修施設が上記書類をとりまとめのうえ、 千葉県社会福祉協議会へ提出



## 3 貸付審査・貸付の決定



貸付が決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を在学中の実務者研修施設へ送付します。



## 4 借用証書等を提出

借用証書等を在学中の実務者研修施設より受け取り、必要事項を記入のうえ、実務者研修施設へ提出してください。



借用証書の作成にあたっては、申請者・連帯保証人それぞれの自筆署名、捺印が必要です。申請者・連帯保証人の印鑑登録証明書、収入印紙も必要です。

※貸付決定通知到着後14日以内に実務者研修施設を通じて千葉県社会福祉協議会へ提出してください。



## 5 申請者の口座へ実務者研修受講資金を受領



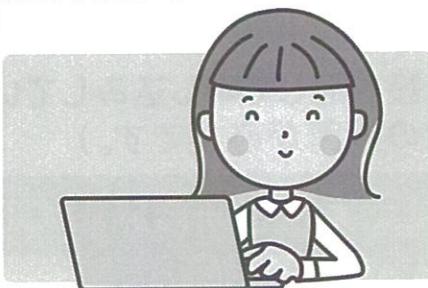
## 6 返還猶予申請書の提出

### 【実務経験が不足している方】

実務者研修修了後、実務経験が3年に満たないため、直近の介護福祉士国家試験を受講できない場合、実務者研修修了の翌月から1年ごとに以下の書類を申請者から千葉県社会福祉協議会へ直接提出してください。



- ①返還猶予申請書
- ②業務従事届  
(現況報告書・業務従事期間証明書)



### 【実務経験を満たしている方】

●介護福祉士国家試験に合格し、介護の業務に従事している場合は以下の書類を申請者から千葉県社会福祉協議会へ直接提出してください。

- ①返還猶予申請書
- ②業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)
- ③介護福祉士登録証の写し

●介護福祉士国家試験に不合格であった場合

- ①返還猶予申請書
- ②介護福祉士国家試験の合否通知の写し

※実務者研修を修了した年次の翌々年までに介護福祉士を取得できない場合は、貸付金が返還となります。



## 7 返還免除申請書の提出

介護福祉士国家試験合格後、千葉県内において引き続き介護職員として2年間業務に従事した後に申請してください。